

FP のための 会計・税務 ZOOM UP!

Vol.14

中小企業の 会計に関する 基本要領の公表

2012年2月1日、中小企業

関係者が主体となって設置された「中小企業の会計に関する検討会」(以下、検討会)が、「中小企業の会計に関する基本要領」(以下、基本要領)を取りまとめ公表した。基本要領は、中小企業が会社法上の計算書類等を作成する際に、参照するための会計処理や注記等を示すものである。現在、中小企業が計算書類等を作成するに当たって拠るべき指針として、「中小企業の会計に関する

指針」(以下、中小指針)があるが、この中小指針は主に会計参与設置会社が対象と想定されている。

中小指針については、主に中小企業関係者から、高度かつ複雑で経営者は理解しにくい、会計処理の選択の幅が限定的で中小企業の商慣行や会計慣行の実態に必ずしも即していない部分がある、などの指摘がなされていた。

1. 基本要領の基本的な考え方

基本要領は、総論、各論、様式集で構成されている。

中小企業は、基本要領の利用を法令等により強制されるわけではない。また、基本的な考え方として以下の4点に言及している。

- ・ 中小企業の経営者が活用しようと思えるよう、理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つ会計
- ・ 中小企業の利害関係者(金融機関、取引先、株主等)への情報

提供に資する会計
・ 中小企業の実務における会計慣行を十分考慮し、会計と税制の調和を図った上で、会社計算規則に準拠した会計
・ 計算書類等の作成負担は最小限に留め、中小企業に過重な負担を課さない会計

2. 基本要領の対象会社

基本要領の対象となる会社は、中小指針と比べて簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業とされている。具体的には、金融商品取引法の規制対象となる会社以外の会社で、かつ、会社法上の会計監査人設置会社以外の会社である。

なお、基本要領では、会計参与設置会社が基本要領に拠ることを否定しておらず、また、基本要領の利用が想定される中小企業が、企業会計基準や中小指針に基づいて計算書類等を作成することを禁止するものでもない。

図表 企業会計基準、中小指針と基本要領の差異

有価証券	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業会計基準、中小指針では、有価証券(株式、債券、投資信託等)は、保有目的の観点から、(1)売買目的有価証券、(2)満期保有目的の債券、(3)子会社株式及び関連会社株式、(4)その他有価証券の4つに分類し、原則として、それぞれの分類に応じた評価を行うとされている。一方、基本要領では、原則として、取得原価で計上し、売買目的の有価証券は、時価で計上することとされている。 ○ 減損について、企業会計基準(実務指針)では、時価の「著しい下落」の判定として、下落率が30%以上50%未満のものについては、企業が「著しく下落した」と判断するための合理的な基準を設け、該当する銘柄の有価証券について回復可能性を判定するものとされている。一方、基本要領では、中小指針と同じく30%以上50%未満のものについての記載はない。
棚卸資産	<ul style="list-style-type: none"> ○ 評価基準に関して、基本要領では、企業会計基準および中小指針と異なり低価法(期末における時価が取得原価よりも下落した場合に、時価によって評価する方法)のみではなく、原価法(取得原価により期末棚卸資産を評価する方法)によることも認めている。 ○ 企業会計基準、中小指針では、評価方法のうち「最終仕入原価法」について、期間損益の計算上著しい弊害がない場合に、用いることができるとしているが、基本要領では、このような制限は設けられていない。
固定資産	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本要領では、減価償却について、法人税法に合わせた。 ○ 基本要領では、減損会計の適用について、記載されておらず、「著しい資産価値の下落が判明したときは、評価損を計上する」とされている。
リース取引	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業会計基準では、所有権移転外ファイナンスリース取引に関して、賃貸借取引による会計処理が認められていないが、基本要領では、認められている。
引当金(退職給付引当金)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中小指針では、いわゆる原則法として退職給付会計が認められているのに対して、基本要領では、簡便の方法のみが記載されている。
外貨建取引等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中小指針(※)では、外貨建金銭債権債務(外貨預金を含む)について、決算時の為替相場による円換算額を付すとし、長期のもの(1年超のもの)について重要性がない場合には、取得時の為替相場による円換算額を付すことができるとしている。 ○ 一方、基本要領では、取得時、決算時いずれの為替相場による円換算も認められる。

※企業会計基準では、短期と長期を区分せず、決算時の為替相場での換算が求められる。(出所) 企業会計基準、中小指針、基本要領を基に大和総研作成

3. 基本要領の改訂

基本要領は、中小企業の会計慣

行の状況等を勘案し、必要と判断される場合に、改訂が行われることになっている。

なお、基本要領は、国際会計基準の影響を受けないことになっている。

4. 各論

各論では、多くの中小企業の実務で実際に使用され、必要と考えられる項目(勘定科目)に絞るとともに、一定の場合の簡便な会計処理等を示している。具体的には、「金銭債権および金銭債務」、「貸倒損失、貸倒引当金」、「経過勘定」など14項目が盛り込まれている。また、中小企業経営者の理解に資するようわかりやすい表現にするとともに、解説を付している。

基本要領の特徴としては、実現主義、発生主義、取得原価主義を重視している点が挙げられる。企業会計基準、中小指針と基本要領の差異は、図表のとおりである。

中小指針とは異なり、税効果会計や固定資産の減損会計などは、基本要領に含まれていない。



鳥毛拓馬
大和総研
研究員 AFP
金融・証券税制、金融商品会計を中心に税制、会計制度の調査に従事。著書として、「税金読本」「法人投資家のための証券投資の会計・税務」(いずれも共著、大和証券刊)など。